

投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日 2026.7.16



- 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する「投資信託説明書(請求目論見書)」を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。



※販売会社により取扱いが異なる場合があります。

[委託会社] ファンドの運用の指図を行う者

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第325号

[受託会社] ファンドの財産の保管および管理を行う者

三菱UFJ信託銀行株式会社

■照会先 ホームページ www.gsam.co.jp
アドレス

電話番号 **03-4587-6000** (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国内	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式))	年2回	日本	ファミリー ファンド

上記は、一般社団法人資産運用業協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページ (<https://www.imaj.or.jp/>) をご参照ください。

- この目論見書により行うGS 日本小型株ファンド(以下「本ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2026年7月15日に関東財務局長に提出しており、2026年7月16日にその届出の効力が生じております。
- 本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法に基づき、本ファンドでは商品内容の重大な変更を行う場合に、事前に投資家(受益者)の意向を確認する手続き等を行います。
- 本ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は投資家の請求により販売会社から交付されます(請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください)。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社の情報

委託会社名：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

設立年月日：1996年2月6日

運用する証券投資信託財産の合計純資産総額：7兆8,904億円(2026年4月末現在)

資本金：4億9,000万円(2026年7月15日現在) グループ資産残高(グローバル)：3兆3,547億米ドル(2025年12月末現在)

Russell/Nomura Small Cap インデックスは、「Russell/Nomura日本株インデックス」のサブインデックスです。Russell/Nomura 日本株インデックスの知的財産権およびその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社(以下「NFRC」といいます。)およびFrank Russell Company(以下「Russell」といいます。)に帰属します。なお、NFRCおよびRussellは、当インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、インデックスの利用者およびその関連会社が当インデックスを用いて行う事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

ファンドの目的

主として日本の小型株式に投資することによって信託財産の長期的な成長をめざします。

ファンドの特色

ファンドのポイント

- 1** 日本の小型株式を中心に投資することで、信託財産の長期的な成長をめざします。
- 2** 成長性が期待できる小型株式へ投資します。
成長性が株価に織り込まれていないと判断される企業に投資します。
- 3** 個別企業の分析を重視したボトムアップ・アプローチによる銘柄選択を行うことを原則とします。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。委託会社は、本ファンドおよび日本小型株マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の運用の指図に関する権限をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピーティーイー・リミテッド(投資顧問会社。以下「GSAMシンガポール」といいます。)に委託します。GSAMシンガポールは運用の権限の委託を受けて、主に日本株式の売買執行を行います。委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用部門を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」といいます。文脈上「本ファンド」にマザーファンドを含むことがあります。

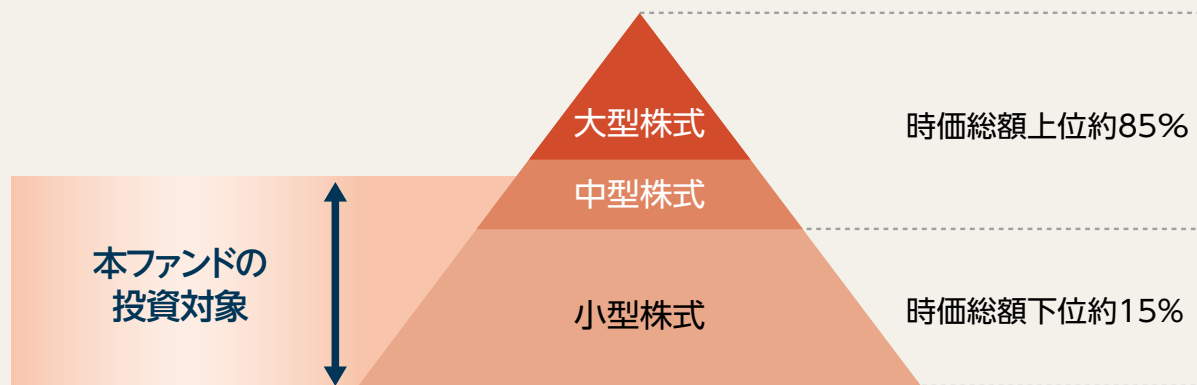
日本小型株式市場の投資機会

本ファンドは、Russell/Nomura Small Cap インデックス(配当込み)をベンチマーク*として、日本の小型株式を中心に投資を行います。

ファンドの投資対象イメージ

本ファンドの主要投資対象である小型株式の銘柄数は約1,050銘柄です。

日本株 株式市場の構成イメージ図



出所：Russell/Nomura 日本株インデックス(2026年4月末現在)を基にゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント作成
大型株式はRussell/Nomura日本株インデックスのTop Cap、中型株式はMid Cap、小型株式はSmall Capを使用しています。
本ファンドは、小型株式を中心に投資を行います。一部、より時価総額の大きい銘柄に投資する場合があります。

*ベンチマークとは、運用において投資収益目標を設定する際に基準とする指標です。また、投資家がファンドの運用対象や資産の基本配分比率を確認する際の目安となります。

銘柄選択

1. 成長性が期待できる企業に投資します。

評価の視点

強固なビジネス・ フランチャイズ

製品・サービスの差別化
強いブランド力
高水準のマーケットシェア
コスト面での優位性

価格決定力
競争企業の数、特徴
優れた特許

優秀な 経営陣

合理的な資本配分/意思決定
高い投資収益率
一貫した経営実績

株主と同様のインセンティブ
堅実なコーポレートガバナンス

良好な 事業環境

構造的な成長市場
海外における売上拡大
経済構造や人口動態の追い風

新技術・サービスの提供
新しいビジネスモデルの確立

「成長性」を評価する主な具体例

- ✓ 事業ポートフォリオ、コスト管理、資金/資源の配分戦略、研究開発方針、ガバナンスなど、内部要因の変化により成長が期待できる企業に投資します。
- ✓ 市場環境、産業構造、競合状況など、外部要因の変化からの恩恵を享受できると判断される企業に投資します。

上記は銘柄選択の基準を例示したものであり、実際に組入れられる銘柄が必ずしも上記すべての基準に当てはまるわけではありません。また、かかる基準は今後変更される場合があります。上記がその目的を達成できる保証はありません。

2. 成長性が株価に織り込まれていないと判断される企業に投資します。

評価の視点

以下のような観点を踏まえて目標株価を定め、上昇余地を考慮した上で投資を行います。

PER (株価 収益率)

PER=株価÷1株当たり純利益。
PERが高いほど純利益に比べ株価が割高、低いほど割安であることを示しています。

PBR (株価純 資産倍率)

PBR=株価÷1株当たり純資産。
PBRが高いほど純資産に比べ株価が割高、低いほど割安であることを示しています。

EV/ EBITDA

EV/EBITDA=EV÷EBITDA。
この値が高いほど株価が割高、低いほど割安であることを示しています。
EV=株式時価総額(株価×発行済み株式数)+有利子負債-現金・預金。EV(Enterprise Value)とは、企業の買収価値のことを指します。
EBITDA(Earnings Before Interests, Taxes, Depreciation and Amortization)とは支払利息・税金・償却費前の利益を指します。

サム・オブ・ ザ・ パーツ分析

企業価値評価法の一つ。
複数の事業や資産を有する企業につき、それぞれの事業や資産の評価額を算出し、それらを足し上げて全体の企業価値を評価する方法です。

ディス カウント キャッシュ フロー法

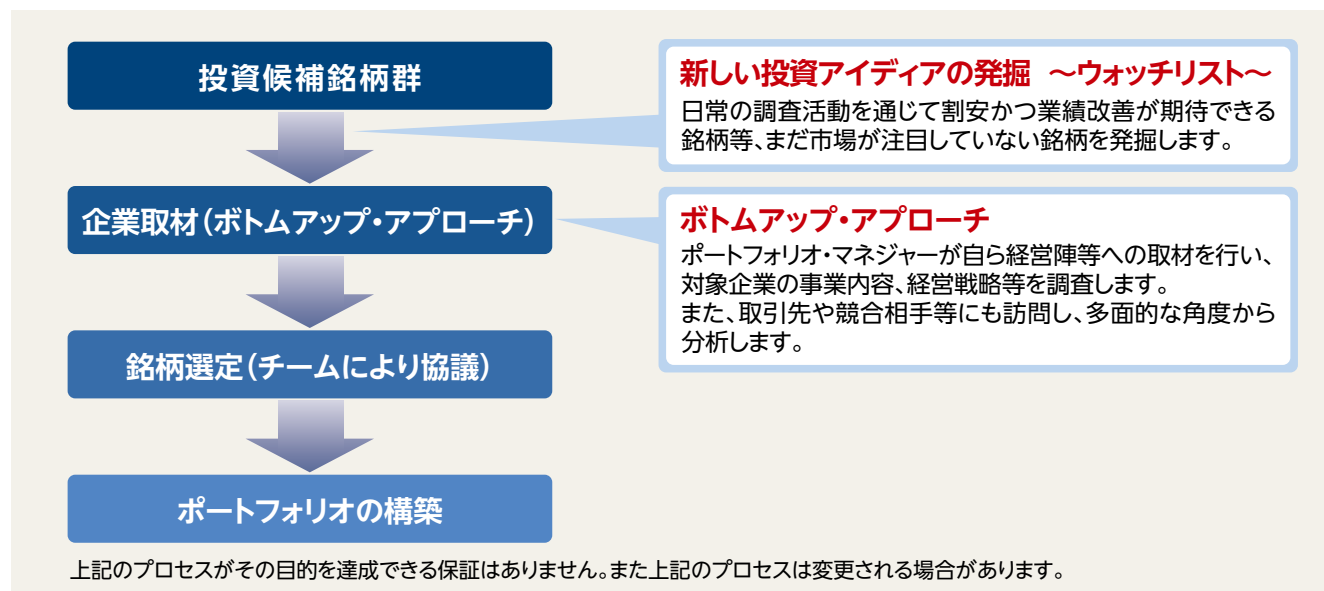
企業価値評価法の一つ。
企業の将来のキャッシュフローを現在価値に割り引いて企業価値を評価する方法です。

上記は、今後変更される場合があります。上記がその目的を達成できる保証はありません。

投資プロセス

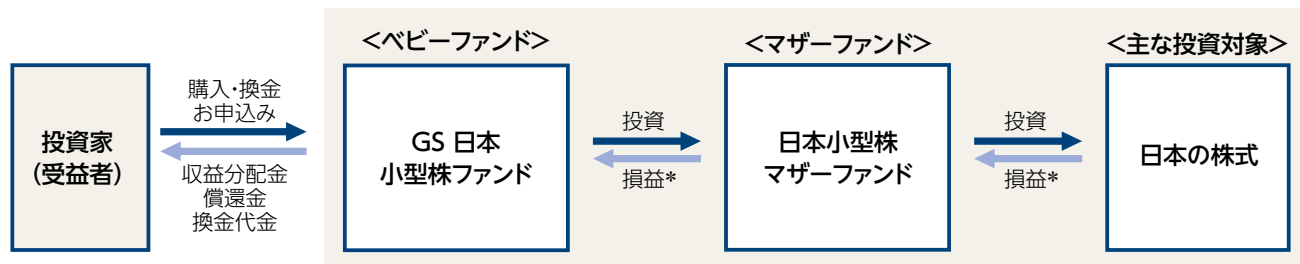
本ファンドはゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの日本株式運用チームが運用を行います。

GSAMシンガポールは運用の権限の委託を受けて、主に日本株式の売買執行を行います。



ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を実質的に同一の運用方針を有するマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。



*損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 1 発行者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とします。

ファンドの分配方針

原則として、年2回の決算時(毎年4月15日および10月15日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に、配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等を中心に収益分配を行います。分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、基準価額水準や市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本(1万口=1万円)を下回る場合においても分配を行うことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

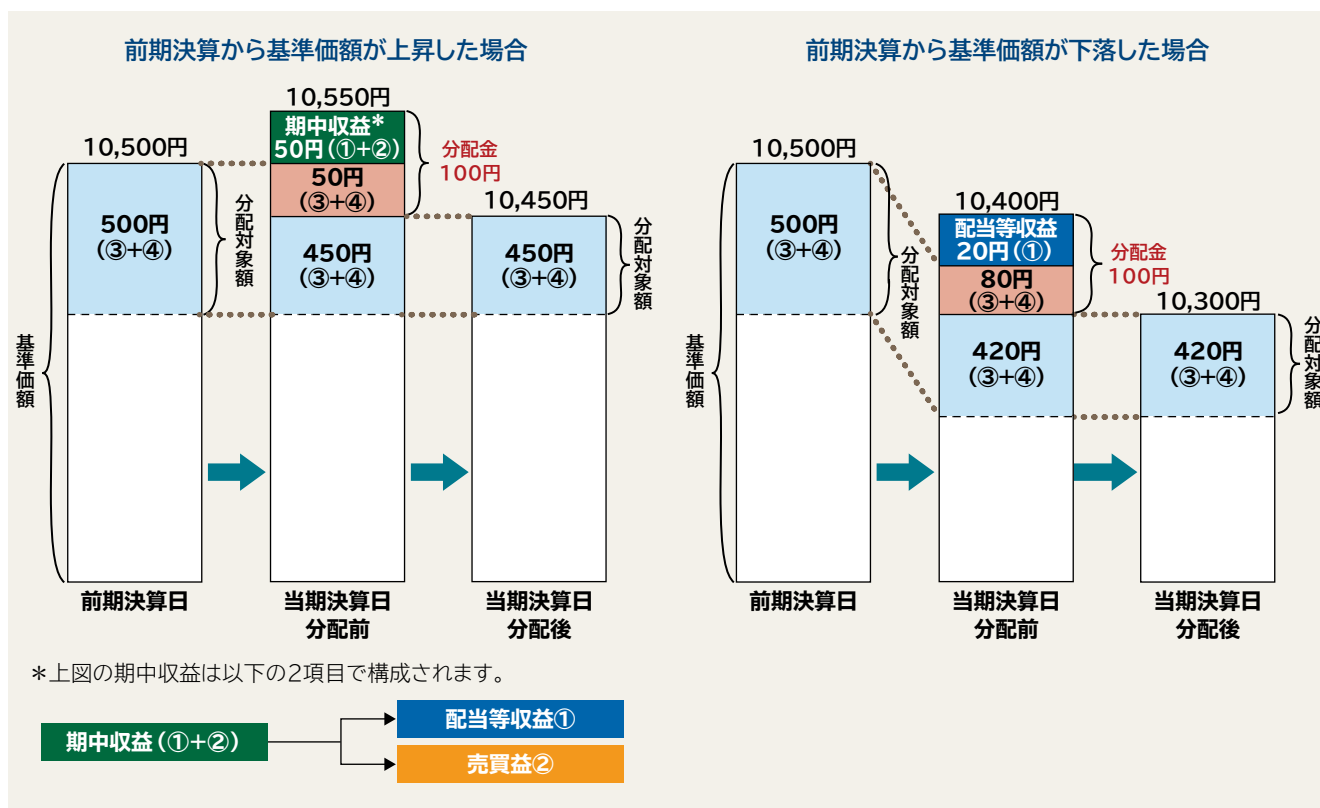
収益分配金に関わる留意点

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金(当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益)④収益調整金(信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分)です。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

上記のとおり、分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の保全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組入資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、本ファンドの基準価額が減価することに十分ご注意ください。

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。

信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。

主な変動要因



株式投資リスク（価格変動リスク・信用リスク）

本ファンドは、日本の株式を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動等のさまざまなリスクが伴うことになります。一般に、株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。現時点において価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。

本ファンドの基準価額は、株式等の組入有価証券の値動きにより大きく変動することがあり、元金が保証されているものではありません。特に小型株式の下降局面では本ファンドの基準価額は大きく下落する可能性が高いと考えられます。



小型株式等への投資リスク

本ファンドの主な投資対象である小型株式は、大型株式と比べて時価総額が小さく、相対的に流動性が低く、ボラティリティ（価格変動性）が高いため、市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があることから、より大きなリスクを伴います。また、換金に対応するための十分な資金を準備できないことにより換金のお申し込みを制限することもあります。

このように、本ファンドは、大型株式など流動性の高い銘柄を中心に市場全体に広く分散投資するファンドなどと比較して、相対的に高いリスクを伴いますので、ファンドの性格をよくご理解いただいたうえでご投資ください。

その他の留意点

- 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことや取引量が限られてしまうことがあります。これらは、基準価額が下落する要因となり、換金のお申し込みを制限する可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性もあります。
- 本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

リスク管理体制

運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

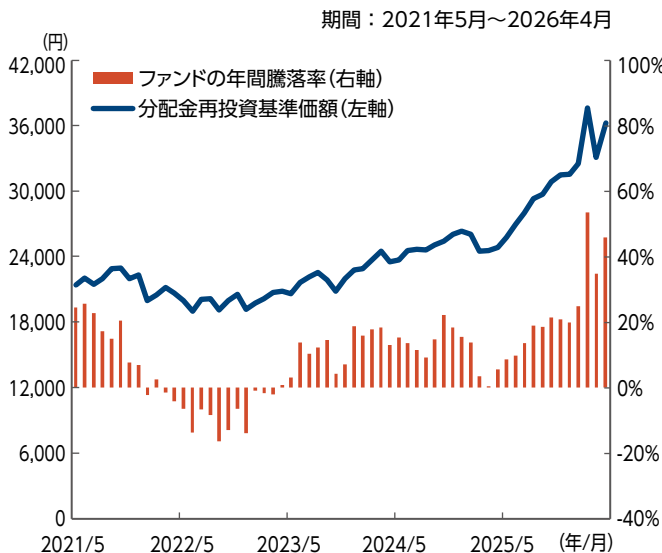
リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

参考情報

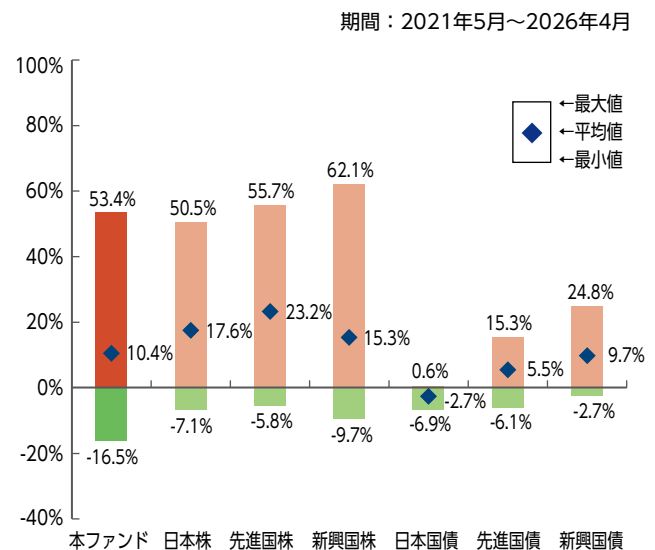
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

本ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



- 年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

本ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



- グラフは、本ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- すべての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。
- 上記のグラフは、過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

● 各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）

先進国株：MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）

新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

日本国債：NOMURA-BPI 国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

□東証株価指数（TOPIX）の指数値および東証株価指数（TOPIX）に係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社の知的財産です。□MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIインクに帰属します。MSCIおよびMSCIの情報の編集、計算、および作成に関与するその他すべての者（以下総称して「MSCI当事者」といいます）は、MSCIの情報について一切の保証（獨創性、正確性、完全性、商品性および特定目的への適合性を含みますが、これらに限定されません）を明示的に排除します。MSCI、その関連会社およびMSCI当事者は、いかなる場合においても、直接損害、間接損害、特別損害、付随的損害、懲罰損害、派生的損害（逸失利益を含みます）およびその他一切の損害についても責任を負いません。MSCIの書面による明示的な同意がない限り、MSCIの情報を配布または流布してはならないものとします。□NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。□FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。□JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバルに関する著作権は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

本ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、収益分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして計算した基準価額および当該基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

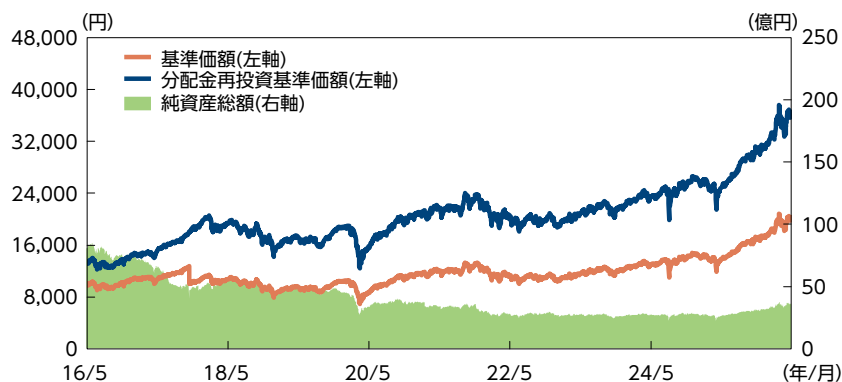
最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2026年4月30日現在

基準価額・純資産の推移

2016年5月2日～2026年4月30日



- 分配金再投資基準価額および期間別騰落率（分配金再投資）は、収益分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。
- 基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

基準価額・純資産総額

基準価額	20,116円
純資産総額	35.9億円

期間別騰落率（分配金再投資）

期間	ファンド
1ヵ月	9.5%
3ヵ月	11.5%
6ヵ月	17.4%
1年	45.8%
3年	74.0%
5年	68.1%
設定来	262.3%

分配の推移（1万口当たり、税引前）

決算日	24/4/15	24/10/15	25/4/15	25/10/15	26/4/15	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	6,768円

- 運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

組入上位銘柄

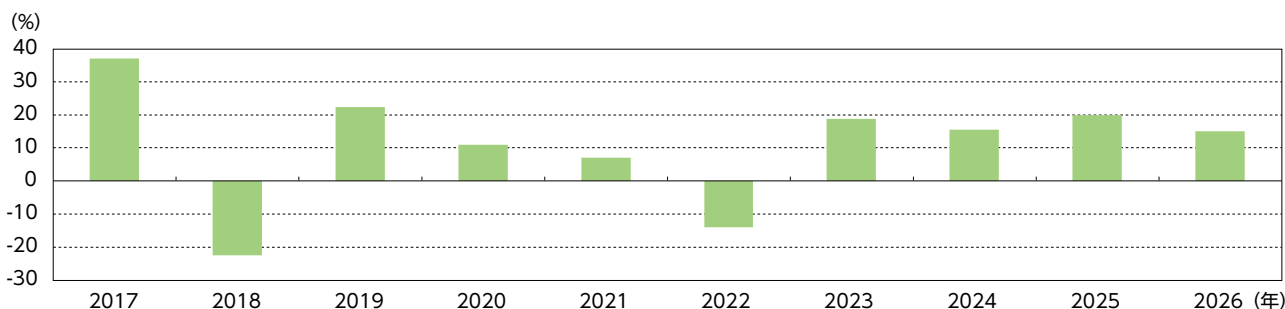
	銘柄名	業種	比率
1	PILLAR	機械	4.3%
2	THK	機械	3.2%
3	ひろぎんホールディングス	銀行業	3.1%
4	アマダ	機械	2.9%
5	イトーキ	その他製品	2.9%
6	関電工	建設業	2.9%
7	三菱瓦斯化学	化学	2.7%
8	マニー	精密機器	2.7%
9	めぶきフィナンシャルグループ	銀行業	2.7%
10	やまびこ	機械	2.6%

上位10業種*

	業種名	比率
1	電気機器	15.6%
2	機械	13.4%
3	精密機器	9.4%
4	情報・通信業	9.2%
5	銀行業	7.0%
6	建設業	6.5%
7	卸売業	5.3%
8	化学	4.9%
9	その他製品	4.5%
10	サービス業	4.5%

*マザーファンドのデータであり、比率は対純資産総額比です。

年間収益率の推移



- 本ファンドの収益率は、収益分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして計算しています。
- 2026年は年初から運用実績作成基準日までの収益率を表示しています。

お申込みメモ

 購入時	購 入 単 位	販売会社によって異なります。
	購 入 価 額	購入申込日の基準価額
	購 入 代 金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
 換金時	換 金 単 位	販売会社によって異なります。
	換 金 価 額	換金申込日の基準価額より信託財産留保額を差引いた価額 (信託財産留保額については、次ページをご覧ください。)
	換 金 代 金	原則として換金申込日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社を通じてお支払いいたします。
 申込について	申 込 締 切 時 間	毎営業日の原則として午後3時30分までに販売会社所定の手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。 ※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にご確認ください。
	購入の申込期間	2026年7月16日から2027年1月15日まで (申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。)
	換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり5,000万円以上の大口のご換金は制限することがあります。
	購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 お よ び 取 消	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情があるときは、ご購入およびご換金の受付を中止またはすでに受付けたご購入およびご換金のお申込みを取消す場合があります。
 その他	信 託 期 間	原則として無期限(設定日：2000年4月28日)
	繰 上 償 還	受益権の総口数が100億口を下回ることとなった場合等には繰上償還となる場合があります。
	決 算 日	毎年4月15日および10月15日(ただし、休業日の場合は翌営業日)
	収 益 分 配	年2回の決算時に原則として収益の分配を行います。販売会社によっては分配金の再投資が可能です。
	信託金の限度額	1,000億円を上限とします。
	公 告	公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。
	運 用 報 告 書	年2回(4月および10月)の決算時および償還時に、期中の運用経過などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対してお渡しいたします。
	課 税 関 係 (個人の場合)	課税上は株式投資信託として取扱われます。 本ファンドは、少額投資非課税制度(NISA)の「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の適用対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。 くわしくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除が適用されます。

ファンドの費用・税金



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時	購入時手数料	購入申込日の基準価額に、 4.4% (税抜4%) を上限 として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 (くわしくは販売会社にお問い合わせいただくか、購入時手数料を記載した書面等をご覧ください。)
		購入時手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。
換金時	信託財産留保額	換金申込日の基準価額に対して 0.2%
		信託財産留保額とは、運用の安定性を高めると同時に、信託期間の途中に換金される方と引き続き本ファンドを保有される受益者との公平性を確保するために、換金される方にご負担いただくもので、信託財産に繰り入れられます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

毎 日	運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して	年率2.178%(税抜1.98%)													
	信託報酬の総額は、 日々のファンドの 純資産総額に信託 報酬率を乗じて得た 額とします。	<table><tr><th colspan="3">内 訳</th></tr><tr><td rowspan="3">支払先 の配分 および 役務の 内容</td><td>委託会社</td><td>ファンドの運用 受託会社への指図 基準価額の算出 目論見書・運用報告書等の作成 等</td><td>年率 0.99% (税抜0.9%)</td></tr><tr><td>販売会社</td><td>購入後の情報提供 運用報告書等各种書類の送付 分配金・換金代金・償還金の支払い業務 等</td><td>年率 1.1% (税抜1%)</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>ファンドの財産の管理 委託会社からの指図の実行 等</td><td>年率 0.088% (税抜0.08%)</td></tr></table>		内 訳			支払先 の配分 および 役務の 内容	委託会社	ファンドの運用 受託会社への指図 基準価額の算出 目論見書・運用報告書等の作成 等	年率 0.99% (税抜0.9%)	販売会社	購入後の情報提供 運用報告書等各种書類の送付 分配金・換金代金・償還金の支払い業務 等	年率 1.1% (税抜1%)	受託会社	ファンドの財産の管理 委託会社からの指図の実行 等	年率 0.088% (税抜0.08%)
	内 訳															
支払先 の配分 および 役務の 内容	委託会社	ファンドの運用 受託会社への指図 基準価額の算出 目論見書・運用報告書等の作成 等	年率 0.99% (税抜0.9%)													
	販売会社	購入後の情報提供 運用報告書等各种書類の送付 分配金・換金代金・償還金の支払い業務 等	年率 1.1% (税抜1%)													
	受託会社	ファンドの財産の管理 委託会社からの指図の実行 等	年率 0.088% (税抜0.08%)													
※運用管理費用は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。																
	信託事務の 諸費用	監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。														
随 時	その他の費用・ 手数料	有価証券売買時の売買委託手数料等 上記その他の費用・手数料は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。														

※上記の手数料等の合計額については、ご投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。



税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金	
分配時	所得税および 地方税	配当所得として課税	普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時 および償還時	所得税および 地方税	譲渡所得として課税	換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益） に対して20.315%

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が軽減される場合があります。

上記は、2026年7月15日現在のものです。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度（NISA）は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

なお、税法が改正された場合には、税率等が変更される場合があります。また、法人の場合は上記とは異なります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

総経費率（①+②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
2.23%	2.18%	0.05%

- 対象期間は2025年10月16日～2026年4月15日です。
- 対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料、および有価証券取引税を除く。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した総経費率（年率）です。
- 詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。